

標題

欧州連合及びカリフォルニア州による船舶からの大気汚染防止に関する燃料油の規制について
(TEC-0687 の一部修正)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0723

発行日 2008年1月21日

各位

2006年12月14日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0687 にて、欧州委員会指令 2005/33/EC に基づく燃料油規制についてご連絡いたしました。一部誤解を招く表現がありましたので以下の通り修正いたします。

(修正の概要)

TEC-0687 の 1.(3)(i)において、「内水域を航行する船舶」で使用される燃料油が規制される旨の記述となっておりますが、正しくは「欧州委員会指令 82/714/EEC で定義される“*Inland waterway vessels*”」で使用される燃料油が規制の対象となります。なお、外航船舶の場合には、82/714/EEC に規定される内水域(*Inland waterway*)を航行することがあっても一般に規制の対象とはなりません。

以下に TEC-0687 の修正版を示します。(削除は二重取消線で、挿入は下線で示しています。)なお、本テクニカル・インフォメーションを以って、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0687 と文版を絶版といたします。英語版につきましては、修正はありませんので TEC-0687 をご参照下さい。

2005年2月3日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0620 にて既にご連絡しておりますように、船上で使用される燃料油については、MARPOL 73/78 ANNEX VI 条約(船舶からの大気汚染防止のための規則)において次のように規定されています。

- 船上で使用される燃料油の硫黄分濃度は 4.5% m/m を超えないこと。
- 指定された SOx 排出規制海域* (SECA: SOx Emission Control Area)内においては、船上で使用される燃料油の硫黄分濃度は 1.5% m/m を超えないこと。
* 現時点では、以下に示す海域が SECA に指定されている。
 - A. バルト海海域(2006年5月19日より規制開始)
 - B. 北海海域(2007年11月22日より規制開始予定)

今般、上記の IMO による燃料油規制とは別に、欧州連合及び米国カリフォルニア州による独自の燃料油規制に関する情報を入手いたしましたので、その概要についてご連絡いたします。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任を負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

1. 欧州連合による燃料油規制について

欧州委員会指令 2005/33/EC において、以下の内容が義務付けられています。

- (1) IMO が指定する SECA における欧州連合加盟国の領海、排他的経済水域及び汚染規制水域では、硫黄分濃度 1.5% m/m 以下の燃料油を使用すること。各 SECA における本規制の適用日は以下の通り。
 - (i) バルト海海域: 2006 年 8 月 11 日
 - (ii) 北海海域: 2007 年 8 月 11 日
 - (iii) その他の海域: IMO による指定から 12 ヶ月後
- (2) 定期的に運航される客船については、欧州連合加盟国の領海、排他的経済水域及び汚染規制水域において、2006 年 8 月 11 日以降、硫黄分濃度 1.5% m/m 以下の燃料油を使用すること。
- (3) 以下の場合、2010 年 1 月 1 日以降、硫黄分濃度 0.1% m/m 以下の燃料油を使用すること。
 - (i) ~~欧州連合内において内水域^{**}を航行する船舶の~~“Inland waterway vessels”^{**}で使用される燃料油
 - (ii) 欧州連合内の港湾において停泊中に使用される燃料油(但し、停泊中に陸上電源のみを使用する船舶については適用しない)

^{**}「~~内水域~~」“Inland waterway vessels”の定義は欧州委員会指令 82/714/EEC による。
- (4) 上記(1)から(3)の要件を満足するために燃料油の切替えを行う場合、当該燃料油切替えについてログブックに記録すること。

上記(1)(i)につきましては、IMO によるバルト海海域での規制が 2006 年 5 月 19 日より既に開始されているため、本指令の適用日 2006 年 8 月 11 日に実質的な効力はありません。又、同(ii)につきましては、IMO による北海海域での規制の適用日が 2007 年 11 月 22 日であるのに対し、本指令の適用日は 2007 年 8 月 11 日であり、一部の海域において実質的に規制が前倒しで開始されることとなりますのでご注意ください。

2. カリフォルニア州による燃料油規制について

カリフォルニア行政法 13 - セクション 2299.1 及び 17- セクション 93118 において、以下の内容が義務付けられています。

- (1) カリフォルニア州が指定する海域(カリフォルニア州 - オレゴン州間の境界からカリフォルニア州 - メキシコ間の境界に至る区域の 24 海里以内の水域に相当)において、遠洋航海に従事する船舶に搭載のディーゼル補機関及び電気推進用ディーゼル機関には次に示す燃料油を使用すること。
 - (i) 2007 年 1 月 1 日以降: ISO 8217 に規定される DMA 級燃料油、又は硫黄分濃度 0.5% m/m 以下の DMB 級燃料油。
 - (ii) 2010 年 1 月 1 日以降: ISO 8217 に規定される DMA 級燃料油で硫黄分濃度 0.1% m/m 以下のもの。

(次頁に続く)

(2) 上記(1)の要件を満足するために燃料油の切替えを行う場合、当該燃料油切替えについてログブックに記録すること。

また、上記(1)及び(2)の要件に適合するために、承認された代替手段(例えば、陸上電源の使用や排ガス洗浄装置の装備等)を用いることができる。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp